

東郷町特定開発等事業のごみ集積施設の基準を定める規則

(趣旨)

第1条 この規則は、東郷町開発行為及び土地利用の調整に関する条例（平成29年東郷町条例第25号。以下「条例」という。）のうち特定開発等事業のごみ集積施設の基準に関し、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の定めるところによる。

(設置)

第3条 事業者は、条例第35条の規定に基づき、特定開発等事業の区域内に入居する者の利便性を図るため、次の表に定める基準によりごみ集積施設を設置しなければならない。ただし、10戸未満の戸建住宅を建築する場合において、町長がやむを得ないと認め、かつ、既存のごみ集積施設を利用することについて当該施設の所在する地区の区長又は自治会長の同意が得られたときは、当該施設を基準により設置されたごみ集積施設とみなすことができる。

計画戸数	間口	奥行	面積
5戸以上16戸未満	1. 60メートル以上	1. 50メートル	2. 40平方メートル以上
16戸以上31戸未満	2. 90メートル以上	以上	4. 35平方メートル以上
31戸以上46戸未満	4. 40メートル以上		6. 60平方メートル以上
46戸以上	5. 70メートル以上		8. 55平方メートル以上

- 2 特定用途建築物を建築するときは、ごみ及び資源（以下「ごみ等」という。）の分別排出が可能な場所を確保しなければならない。
- 3 他の用途を兼ねる戸建住宅又は集合住宅を建築するときは、住宅から排出されるごみ等と住宅以外から排出されるごみ等を区分して排出できる施設を設置しなければならない。
- 4 戸建住宅及び集合住宅を一の特定開発等事業の区域で建築するときは、ごみ集

積施設をそれぞれ設置しなければならない。ただし、町長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

5 2以上の集合住宅を一の特定開発等事業の区域で建築するときは、ごみ集積施設を当該特定開発等事業の区域で1か所設置しなければならない。ただし、建物の構造上1か所の設置が困難なときは、町長と協議した上で、複数のごみ集積施設を設置することができる。

6 戸建住宅の計画戸数が20戸を超えるときは、おおむね20戸ごとに1か所の割合でごみ集積施設を増設しなければならない。

7 土地の形状等やむを得ない理由により1か所のごみ集積施設で第1項の面積に満たないときは、町長と協議した上で、必要面積に達するよう他のごみ集積施設を設けなければならない。この場合において、1か所当たりの面積は、2.40平方メートルを下回らないものとする。

8 第1項の面積は、有効集積面積とし、間口及び奥行の長さは、内寸法とする。

9 第1項の規定にかかわらず、周辺環境等に照らし、やむを得ない事情があると町長が認めるときは、同項の表に掲げる計画戸数の面積を確保していればごみ集積施設を設置することができる。

(設置場所)

第4条 条例第35条の規則で定める基準のうち設置場所の基準は、次に定めるところによる。

(1) 特定開発等事業の区域で収集作業を安全に行うことができる空間が確保され、かつ、収集効率が低下しない場所とする。この場合において、一般車両や歩行者等の通行に支障がないよう当該区域の角及び車両出入口付近からできるだけ離して設置しなければならない。

(2) 収集車両が容易に通行できる場所とする。ただし、収集車両が他の道路に通り抜けできない場合は、収集車両が安全に方向転換等ができる場所とする。

(3) ごみ集積施設の位置が道路に接している場合は、道路交通法（昭和35年法律第105号）の規定に抵触しない場所であって、次のいずれにも該当する場所としなければならない。

ア 交差点の側端又は道路の曲がり角から5メートル以上離れた場所

イ 横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端から前後にそれぞれ5メートル以上離れた場所

ウ 乗合自動車の停留所から10メートル以上離れた場所

(4) ごみ集積施設は、特定開発等事業の区域の宅地の間口から100メートル以内の距離に設置しなければならない。

(5) 近隣住民の生活環境に及ぼす影響に十分配慮し、周辺の既設のごみ集積施設の状況を勘案して設置しなければならない。

2 前項に定めるもの（第4号を除く。）のほか、集合住宅の建築を行う場合は、次に定めるところによる。

(1) 地下等やむを得ず地上以外の場所に設置する場合は、収集車両が容易に直接ごみ集積施設まで乗り入れ、退出できる通路、転回広場及び有効高を確保しなければならない。

(2) 収集車両が他の道路に通り抜けできる通路又は転回広場を確保しなければならない。

(3) ごみ集積施設の前面、通過経路及び転回広場等の道路面及び側溝蓋等は、収集車両の重量に耐えられる構造としなければならない。

(4) ごみ集積施設と前面道路は、段差が生じないようにすりつけなければならない。ただし、前面道路に縦断勾配がある場合は、町長と協議し、安全に配慮しなければならない。

(構造等)

第5条 条例第35条の規則で定める基準のうち構造等の基準は、次に定めるところによる。

(1) 形状は、長方形を原則とし、外壁の高さ1メートルを標準とすること。

(2) 外壁は、間口を除く3方向をコンクリートブロック等の腐食しない材質で囲むこと。

(3) 底面は、コンクリート打ちとし、排水のための勾配をとること。

(4) カラス、猫等からの被害を防止するため、防護網設置用フックを設置すること。

(5) 清掃等により生ずる汚水を適正に処理するため、排水施設を設けること。

(6) 屋根、扉等を付す場合は、町長と協議すること。

(ごみ集積施設の帰属)

第6条 特定開発等事業に伴い設置されるごみ集積施設のうち、次に該当するものは、町は帰属を受けることができない。

- (1) 集合住宅の入居者専用のごみ集積施設
- (2) 1筆の土地の一部がごみ集積施設に供するもの
- (3) ごみ集積施設の構造等が他の用途で使用されているもの
- (4) その他町長が管理上支障があると認めるもの

(入居者への指導)

第7条 事業者及び施設管理を行う者は、入居者に対してごみ等の分別及び排出方法を遵守するよう指導するとともに、ごみ集積場所及びその周辺を清潔に保つよう努めなければならない。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 条例附則第3項の規定により行う手続に係る特定開発等事業については、この規則の施行前においても、この規則の基準に従わなければならない。

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東郷町特定開発等事業のごみ集積施設の基準を定める規則の規定は、施行日以後に条例第10条に規定する協定の締結をする特定開発等事業に適用し、同日前に条例第10条に規定する協定の締結をした特定開発等事業のごみ集積施設の基準については、なお従前の例による。